金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年六月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第五十号

金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律

（金融商品の販売等に関する法律の一部改正）

第一条　金融商品の販売等に関する法律（平成十二年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

金融サービスの提供に関する法律

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章　総則（第一条・第二条）

第二章　金融商品の販売等（第三条―第十条）

第三章　金融サービス仲介業

第一節　総則（第十一条―第二十三条）

第二節　業務（第二十四条―第三十二条）

第三節　経理（第三十三条・第三十四条）

第四節　監督（第三十五条―第三十九条）

第五節　認定金融サービス仲介業協会（第四十条―第五十条）

第六節　指定紛争解決機関（第五十一条―第七十三条）

第七節　雑則（第七十四条―第八十四条）

第四章　罰則（第八十五条―第百二条）

第五章　没収に関する手続等の特例（第百三条―第百五条）

附則

第一章　総則

第一条中「事項等及び」を「事項、」に、「並びに金融商品販売業者等が行う」を「その他の」に、「係る勧誘の適正の確保のための措置について」を「関する事項を」に改め、「定める」の下に「とともに、金融サービス仲介業を行う者について登録制度を実施し、その業務の健全かつ適切な運営を確保する」を、「より、」の下に「金融サービスの提供を受ける」を加える。

第十条を削る。

第九条第一項中「以下」の下に「この条及び第九十七条において」を加え、同条を第十条とする。

第八条を第九条とし、第七条を第八条とし、第六条を第七条とする。

第五条中「第三条」を「第四条」に改め、同条を第六条とする。

第四条中「行おうとする」を「行う」に改め、「以下」の下に「この章において」を加え、同条を第五条とする。

第三条第一項中「行おうとする」を「行う」に改め、「（以下」の下に「この章において」を加え、同条第三項中「第六条第二項」を「第七条第二項」に改め、同条第五項第二号中「規定に規定する」の下に「有価証券（」を、「規定する有価証券」の下に「にあっては、当該有価証券」を加え、「又は」を「をいい、」に改め、「権利（」を削り、同条第七項第一号中「第九条第一項」を「第十条第一項」に改め、同条を第四条とする。

第二条第一項中「この法律」を「この章」に改め、同項第一号中「預金、貯金、定期積金又は銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第四項に規定する掛金」を「預金等」に、「同項」を「銀行法第二条第四項」に改め、同項第三号中「（昭和二十三年法律第二十五号）」を削り、同項第四号中「保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第一項に規定する保険業を行う者が保険者となる」及び「（以下この号において「保険契約」という。）」を削り、同項第五号中「第二条第一項に規定する有価証券又は同条第二項」を「第二条第二項」に改め、「権利をいい、」を削り、同項第六号ロ中「金銭債権」の下に「（有価証券」を加え、「に表示される権利又は同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利」を「にあっては、当該有価証券に表示される権利をいう。）」に改め、同項第八号中「金融商品取引法第二条第二十一項に規定する」及び「同条第二十三項に規定する」を削り、同条第二項中「この法律」を「この章」に改め、同条第三項中「この法律」を「この章及び第四章」に改め、同条第四項を削り、同条を第三条とする。

第一条の次に次の一条及び章名を加える。

（定義）

第二条　この法律において「預金等」とは、預金、貯金、定期積金又は銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第四項に規定する掛金をいう。

2　この法律において「保険契約」とは、保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第一項に規定する保険業を行う者が保険者となる保険契約をいう。

3　この法律において「有価証券」とは、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項に規定する有価証券又は同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利をいう。

4　この法律において「市場デリバティブ取引」とは、金融商品取引法第二条第二十一項に規定する市場デリバティブ取引をいう。

5　この法律において「外国市場デリバティブ取引」とは、金融商品取引法第二条第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引をいう。

第二章　金融商品の販売等

本則に次の三章を加える。

第三章　金融サービス仲介業

第一節　総則

（定義）

第十一条　この章及び次章において「金融サービス仲介業」とは、預金等媒介業務、保険媒介業務、有価証券等仲介業務又は貸金業貸付媒介業務のいずれかを業として行うことをいう。

2　この章において「預金等媒介業務」とは、銀行代理業者（銀行法第二条第十五項に規定する銀行代理業者をいう。第十五条第一号ロ及び第二号ニ⑵並びに第十六条第三項第八号イにおいて同じ。）その他政令で定める者以外の者が次に掲げる行為のいずれかを行う業務をいう。

一　次に掲げる者のために行う預金等の受入れを内容とする契約（当該契約について顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く。）の締結の媒介

イ　銀行（銀行法第二条第一項に規定する銀行をいう。第十五条第二号ニ⑵及び第六号並びに第十七条第一項において同じ。）

ロ　長期信用銀行（長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第二条に規定する長期信用銀行をいう。第十五条第二号ニ⑺において同じ。）

ハ　信用金庫

ニ　信用金庫連合会

ホ　労働金庫

ヘ　労働金庫連合会

ト　信用協同組合

チ　協同組合連合会（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行うものに限る。第十五条第二号ニ⑸において同じ。）

リ　農業協同組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。第十五条第二号ニ⑶において同じ。）